

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第3回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和3年9月29日（水）	10時00分から 11時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館3階 第3会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 笠谷 昇 副会長 中島 要 副会長 石川 聡子 委員 大下 和徹 委員 富田 須美子 委員 中野 俊彦 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 小野 克史 委員 奥西 喜代美 委員 高橋 裕太郎 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 濱田 慶子 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて 2. 第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて 3. その他	
提出された資料等の名 称	資料1 枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて（答申素案） 資料2-1 生活排水処理基本計画の見直しについて 資料2-2 第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて（答申素案） 資料3 今後のスケジュール	
決 定 事 項	・枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて（答申素案）及び第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて（答申素案）に関して、市が提示した内容の微調整を行い、一体化した案として次回審議することとした。 ・市が提示した今後のスケジュールについて確認し、了承した。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	

傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 環境政策室
審 議 内 容	
<p>橋本会長： 皆さん、おはようございます。令和3年度第3回の廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきたいと思います。</p> <p>本日はお忙しいところ、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、早速ですけれども、審議会委員の出席状況について、ご報告をお願いします。</p> <p>事務局： 本審議会は17名の委員の皆様で構成されており、ただいま、13名の出席をいただいておりますので、審議会の成立要件であります過半数に達していることを報告いたします。</p> <p>橋本会長： ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思いますが、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>事務局： 本日の傍聴希望者はおられません。</p> <p>橋本会長： わかりました。次に、議事に入ります前に、資料の確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局による資料の確認)</p> <p>橋本会長： 皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の審議会開催に当たって、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からお願いがあるということですので、ご説明をお願いします。</p> <p>事務局： 新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本日の審議会開催にあたりましては、マスクのご着用をいただく関係から、マイクを使用させていただきます。マイクの受け渡しの際は、その都度、職員が消毒させていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>橋本会長： よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>今回の審議会は、前回に引き続きまして、ごみ処理基本計画の中間見直しについての審議をお願いしたいと思います。なお、事務局から皆様にお知らせがあったかと思いますが、また、前回の審議会、前々回の審議会のときにお話があったかと思いますが、8月30日付で生活排水処理基本計画の見直しについて諮問がありましたので、そちらを今回から審議していく形となります。ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画を、今回の見直しに合わせて、一般廃棄物処理基本計画とし、一本化を目指すということになっておりますが、今回の審議会では、案件1で、一般廃棄物処理基本計画のごみの部分、それから、案件2で、一般廃棄物処理基本計</p>	

画の生活排水の部分を取り扱います。それぞれの内容について審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

案件1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

橋本会長： それでは、案件1、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、ご説明があったごみ処理基本計画の見直しについて、ご質問・ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

石川委員： ありがとうございます。私、前回欠席してしまいまして、意見を申し上げることができなかったものですから、ここで申し上げさせていただきたいのですけれども、今回お示しいただいている案の変更を求めるわけではなく、今後こういうことも検討していくほうが良いかという感想みたいなことで、受け止めていただければと思っています。

資料1の12ページの表5を見ると、令和2年度の計画目標値に対して、おおむね目標は達成できていますが、唯一達成できていない目標が、ごみの資源化率であり、これが今回の計画の見直しにあたり、特に大きな課題であると考えています。このことを踏まえて、23ページ以降の目標達成のための施策という項目を見ますと、ごみの資源化率を上げるための新たな重点施策的なものが見てとれるかということ、必ずしもそうならないと感じます。

この計画は、ごみ処理の基本計画ということなので、どのようにごみを処理するのかということがメインに書かれていると思いますが、例えば、そもそものごみの発生の抑制について、さらに重点的に取り組んでいくような内容が、追加されたりすると、ごみの資源化率という目標の達成に向けて、今回の計画の見直しにあたっての私たちの思いが、より多くの市民の方に受け止めていただけるものになったのではないかなという感想を持っております。以上です。

橋本会長： ありがとうございます。

事務局から、いかがでしょうか。

事務局： ごみの資源化率については、計画目標値の5項目中、唯一達成できていないということで、おっしゃるとおり、我々としても課題であると考えております。ごみの資源化率に係る新たな施策というのは記載させていただいておりませんが、今後、既存の施策を充実強化しながら、さらに引き上げていきたいと考えています。また、新たにプラスチック資源循環促進法が制定されましたので、それに伴って、製

品プラスチックの一括回収の検討というような文言も国から出されてますので、そういったことも含めまして、資源化率の向上について検討を進めていきたいと考えております。

また、発生抑制ということをおっしゃられましたけれども、まさにそのとおりで、我々としてもリサイクル・リユースよりも、リデュースという発生抑制、これを最優先として、今後さまざまな施策に取り組んでいきたいと考えているところで

橋本会長： ありがとうございます。

田 委員： 私も前回お休みしまして申し訳ありません。

私も、ごみの発生抑制というのが、第一だと思います。

一般廃棄物の収集運搬業を営む者からの意見ですが、現在、新型コロナウイルス感染症の大変な時期で、ごみの排出が通常時と大きく変わっています。例えば、通常リサイクルすべきようなものが、たくさんごみとして排出されており、また、家庭系ごみにおいては、やはり、ご自宅で過ごす時間が多くなっているからか、ごみの量もかなり増えていると感じます。そういった状況の今、4年間の計画を策定しますが、今後のごみの状況がどうなるかは、読めないなと個人的には思います。

それと、資料1の30ページにある事業系ごみ処理手数料の見直しについてです。このことは、10年、20年前からずっとお話している部分でもあります。市は家庭系一般廃棄物を当然行政サービスとして処理しているわけですが、事業系一般廃棄物の処理についても、行政サービスではないということにはならないと私どもは考えています。一般廃棄物の処理責任は、法律で市が責任もってやりなさいとなっています。もちろん、市が全面的に処理しなさいというわけではないんですけども、現状、事業系一般廃棄物については、市が管理をするというところだけが前面に押し出されていて、値上げをしたらごみ量が減るだとか、市の財政が良くなるだろうという、短絡的な部分がなきにしもあらずと感じています。

私ども一般廃棄物収集運搬業者は、市に収集運搬の許可をいただき、各事業者から収集した一般廃棄物の処理手数料をまとめて、市へお支払いしていますが、前回のごみ処理手数料見直しの際にも申し上げたんですけど、市は各排出事業者から直接、ごみ処理手数料を徴収すべきだと私は思っています。現状、私ども収集運搬業者がずっと、肩代わりして、各事業者の排出量を計量し、各事業者から手数料の徴収を行っています。

最近では、排出事業者から、ごみの排出量を毎日、計量してくださいということや、ごみの組成もまとめて書面で提出してほしいという要望もあり、そういった、煩雑になっている事務処理などもある状況です。

私どもが排出事業者から頂く料金は、全額を100とすると、ごみ処理手数料は現状、おそらく6割ぐらいです。そのごみ処理手数料分の6割は市にお支払いして、後の4割は我々が儲けているかというところ、そうではなく、経費にかかる部分が、先ほど述べた事業者からの要望のほか、たくさんありまして、それも全部肩代わりし

ています。また、ごみ処理手数料をまとめて市にお支払いする労力も当然あるわけですから。

今、特に新型コロナウイルス感染症が蔓延してる中で、特に、飲食業界は、お休みされてるところや、半分も営業できていないところがたくさんあります。そういったところにも、ごみが出ている限り、我々はごみを収集し料金を頂くこととなりますが、中には、料金をまけてくれということや、なぜそんなに支払わないといけないのかということと言われることも多々あるような状況です。

そうした状況の中で、市のごみ処理手数料が上がりましたので、事業者から頂く料金を値上げするのは、大変なことです。コロナ禍に限らず、難しいことですが。値上げがあるたびに、我々、市と排出事業者の間に立っている収集運搬業者は、どんどん圧迫されて収支も悪くなり、経営状態も悪くなります。

事業系一般廃棄物の処理費用を排出事業者が負担するという事は、法律にあるように排出者責任ということで間違いのないと思いますが、ただ、事業者も市で事業を行うにあたって、税金を払っているわけです。市民と同じように。現在の市のごみ処理手数料が適正な価格でないのであれば、これまでは、その税金でもってごみを処理してきたという事実があるわけですから、逆に言えば、処理原価全部払いなさいということであれば、じゃあ、今までやってきたのは違反でやってきたんですかっていうことになると思うんですね。今まで、条例で安くされてきたっていうの、それは、やはりその事業者も税金を払っているんで、その税金の中から、市民サービスと同じように、市の事業者サービスとして一部市が担ってきたというものであると思います。そういった現状の考え方を全部ひっくり返してでも行うのかという検討をせず、今回見直しをするということで話が進んでいくということが、まず一番、私としては納得行かない部分でもあります。

今後、枚方市と京田辺市で整備する新ごみ処理施設を一緒に使うこととなります。京田辺市の事業系ごみ処理手数料が、10 キロ当たり 150 円で、枚方市が 90 円というところで、同じ処理施設で別々の手数料だと駄目だということで、じゃあ、枚方市も 150 円にしましょうと、ごみ処理手数料の見直しは、そういう論法だと思いますが、逆に、京田辺市の手数を 90 円にしても良いのではと、私は思います。もしくは、京田辺市と共同で使う新施設については、家庭系ごみを共同で処理することとして、事業系ごみは枚方市単独で東部清掃工場で処理するという方法をとれば、事業系ごみ処理手数料を合せる必要もなくなりますし、そういったところの議論がもう少しあってもいいのかなと思います。長くなりまして申し訳ないですけど。

橋本会長： ありがとうございます。1点だけお伺いしたいのですが、事業系ごみの計量の要望があった場合、どのように計量されているのですか。

田委員： 当社の例で言いますと、排出事業所ごとに、幾つかのごみ袋をサンプルとして重さを量って、各事業所のごみ袋1個分の重量を決め、排出されたごみ袋の個数を数えることで算出しています。

収集運搬業者によっては、計量器付きのトラックを使っているところもありま

す。

橋本会長： ありがとうございます。大きく、コロナの影響の話と、あと、事業系ごみ処理手数料の見直しの話をご意見いただきましたけども、事務局からいかがでしょうか。

事務局： 新型コロナウイルス感染症の影響ですが、現時点で、2年間のコロナ禍ということで、長く続いており、事業系ごみの排出量がかなり減ってるというのは事実です。ただ、これが、コロナ禍による一時的なものなのか、そもそも、新しい生活様式の定着ということで、取り組みをもう進めていくのかっていうのは、まだ、市としても判断しかねるところではあります。そこら辺は計画どおりに、排出されるのは難しいのかなというふうには思ってます。

事業系ごみ処理手数料についてですが、委員のおっしゃるように、現状というところでは、処理原価とかなり乖離があるというところで、ただ、市は、その全てを事業者が担いなさいと言っているところではありません。京田辺市との処理原価の違いや、排出事業者と収集運搬業者がどういう形でやりとりをされているかというところも踏まえた上で、検討の準備は進めていきたいというふうには思ってます。

また、事業系ごみ処理手数料の見直しについては、今後の審議会の審議案件として、ご意見をお伺いすることになると思いますので、そのときにも、さまざまなご意見をいただけたらと思います。

橋本会長： よろしいでしょうか。計画の中では、手数料の見直しの必要があるので検討をすると、記載されている状態で、その見直しの中で、どういうふうにしていくのかは、そのときの議論の中で、またできればと思います。

田委員： 本当ですね。私も直接影響のある収集運搬業者なので、熱くなり過ぎる部分もあって、失礼な言い方もあったかもしれませんが、死活問題でもあるので、それはご理解いただきたいなど。

もう一つ、家庭系一般ごみの有料化も、事業系の見直しと同時に、過去から話自体は進められてきましたが、家庭系一般ごみのほうは全く話が進まないままだと思うんですね。私は、家庭系一般ごみも、例えば、45 リットルの袋、1つ 100 円ぐらいの値段で有料化したほうが良いと、かねてから思っていますが、昔、審議会で審議をしたときに、調査した結果で、20 円、30 円の有料化では、一旦は2割ぐらいごみ量が減るんですけど、しばらくすると、また元どおりになるっていう、他市町村のデータがあったんですね。これが 80 円とか 100 円になると、減ったまま、下げ止まりがずっと続いているという、やはり、ずっとお金を払わないといけないんで。そういう方法っていうのは本来良くないかもしれないですが、もう今はここまでごみの減量が進んでくると、そういう方法を取るしかないのではないかと、私は個人的には思っております。

橋本会長： 計画の中にも、家庭系一般ごみの有料化について検討すると記載されていますが、これについてのご予定というか、お考えというのは、どういう感じでしょうか。

事務局： 明確に有料化の予定っていうのは、庁内的には浸透してはおりませんが、引

き続き、他市の状況調査等の研究は進めているところであります。

橋本会長： よろしいでしょうか。

そのほかのご意見等ありますでしょうか。

大下委員： ご説明をいただきましてありがとうございます。全体を通して、これでいいのかなと思っていますが、1つだけ、先ほどもお話が出ていた、ごみの資源化率についてですが、これは、目標の中でここだけが、計算式になっているんで、いわゆる定義式といえますか、どういうふうに計算をされているかは、明記されたほうが良いと思いました。このごみの資源化率は、基本的に、国のほうからの共通で使いたいと指示が出ているようなものですか。

事務局： ごみの資源化率につきましては、市によって、事業系ごみの資源化量も含めて、資源化率を出してるところもございますが、枚方市の場合は、事業系ごみの資源化量につきましては、正確に把握できていませんので、ごみ資源化率については、家庭系ごみのみの資源化率ということで、現在計算させていただいております。

大下委員： なら、なおのこと計算式の記載をされたほうが良いのではという意見です。計算式は、ごみの全体量が分母に来て、分子が、資源化された量という感じですか。

事務局： そうですね、おっしゃるとおりで、分母が全体のごみ量で、分子のほうは資源化量という計算をしています。

大下委員： 分かりました。計算式は明記をされたほうが良いと思います。

それと、もう1点ですけど、このごみの資源化率が低減していることについては、資料1の46、47ページの将来推計のデータを見てますと、例えば、令和2年度の合計値ですね。11万4,713トンというのが、ごみの総量で、これがごみの資源化率を計算しようとする、おそらく分母に来るわけですね。そして、分子にはおそらく、缶・ビンや、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの値と、それから、集団回収が入ってきたりするのでしょうか。

事務局： そうですね、集団回収も入ります。

大下委員： それでデータをよく見ていきますと、集団回収における新聞紙の減少量がものすごく多くて、多分、このことがごみの資源化率の低下に大きく影響しているんじゃないかと思います。より原因を明確にするには、例えば、家庭系一般ごみに含まれる新聞紙の割合がどう変化しているのかだとか、そのあたりも見られてはどうかと思います。新聞紙の使用量自体が減っているんだらうなと思いますので、新聞紙の集団回収量が減っているからといって、必ずしも、このごみの資源化率の定義から行くと、そんなに悪いことではないのかなという思いもあります。一応コメントです。

橋本会長： ありがとうございます。

ごみの資源化率の定義については、記載いただいたほうが良いかと思っておりますので、よろしく申し上げます。この紙がやっぱり重たくて、ごみの資源化率を上げる要因の大きな部分を占めているわけですけど、そこが減ってきてるので、ごみの資

源化率が下がってきている問題に直面している自治体が多く、そういうことも含めて、今回の見直しでは、少しごみの資源化率の目標を修正しているということかと思えます。

枚方市さんのほうでは、集団回収で減っている部分を補なうために、市の分別収集のところで、古紙という分別区分を設けられて、資源化を進められているということかと思えます。

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

私から細かい点なんですけども、資料1の10ページのごみ処理経費の内訳のところで、収集運搬の委託経費が増加しているということが書かれていますが、これは、先ほどお話した古紙の分別収集が関連しているのですかね。

事務局： 収集運搬の委託経費が増加している要因として、古紙の分別収集は、関係がない状況になっております。実際、市が直接収集する車両を減らして、委託して収集する量を増やしているところで、一時的ではございますけれども、その委託経費が令和2年度については増えてしまっているというのが現状です。

橋本会長： 分かりました。

それから、19ページの超高齢社会の話の一文目なんですけど、令和3年度版高齢社会白書によると、令和2年現在では、21%を超え28.8%に達してますという文章が、意味がよく分かりにくくなっています。何が上昇しているのかと、何が21%、28.8%になっているのかというところを、修正いただければと思います。

また、21ページの基本方向4のところで、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロというのが出てきて、それに関連して、廃棄物処理における二酸化炭素排出というのは、プラスチックの焼却によるところが大きいと思うので、焼却熱のエネルギー利用というだけではなくて、プラスチックの焼却量を減らしていくという方向を少しここに書いていただくと良いと思います。

最後に34ページの基本方向4の具体的な施策のところにも、プラスチックのリサイクルの推進とか、事業系ごみでのプラスチックの適正な分別収集とかいうことと連動することではあると思いますが、そういうことを通じながら、プラスチックの焼却量を減らしていくということを、ここにも書いていただくのが良いのではないかと思います。

これらの点についてはいかがですか。

事務局： おっしゃるとおり、プラスチックの焼却量の削減に伴って、CO₂の排出量の削減することができますので、そういったプラスチックの焼却量を減らしていくという旨の記載を検討させていただきたいと思ってます。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、もし、ほかになれば、本日いただいたご意見を適宜反映いただいて、次回、また最終版ということで、議論させていただければと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、この案件については、以上とさせていただきます。ここで、次の議題に進むに当たって、職員の入替えをされるということですので、よろしくお願いいたします。

(事務局職員の入替え)

案件 2. 第 2 次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて

橋本会長： よろしいでしょうか。それでは、次の案件に移りたいと思います。案件 2、第 2 次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについてということです。生活排水処理基本計画の見直しについては、今回からの審議となりますけれども、計画本体の変更案まで資料を準備されていますので、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 2-1、2-2 に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明にあった資料 2-1 と 2 ですけれども、ご質問ご意見等ありますでしょうか。

大下委員： ご説明ありがとうございます。余り大したことじゃないんです。資料 2-2 の 13 ページの図 20 ですが、きれいな図を使っただけだと思います。すいません、それだけです。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私から、資料 2-2 の 3 ページの目次のところの資料編なんですけども、資料編の 5 のところに、計画目標設定の考え方という項目について、これはごみのほうの考え方をここで説明するというふうに理解してるんですけども、生活排水処理のほうでは、特にここで説明するというのではなく、12 ページの表 13 をもって説明するというのでよろしいんですかね。これでいいと思うんですけども、目次として、資料編の 5 のところが、ごみ処理のほうの計画目標の設定の考え方というところが明確になっていけばいいかなと思いました。

事務局： 調整するよう検討いたします。

橋本会長： ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、ほかにないようでしたら、この案件についての検討

は以上としたいと思いますが、また、必要な修正を行っていただいて、次回、議論させていただければと思います。お願いします。

案件3. 今後のスケジュールについて

橋本会長： 次に、案件3、今後のスケジュールについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料3に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

今後のスケジュールについて、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次回10月の審議会では、本日いただいたご意見で大きな変更を求めるご意見はなかったと思いますので、微調整いただいたものをもとに、また、そのごみ編と生活排水編が、一体化した計画案としてお示しいただいて、それを議論させていただければなどというふうに思います。特に、大きな問題がなければ、予定どおり、10月、来月の審議会で答申という形になりますので、よろしく願いいたします。

案件4. その他

橋本会長： それでは、案件4、その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

事務局： 先ほどスケジュールの中にも言われました、次回の審議会につきましては、10月27日午後を予定しております。正式な開催通知は後日委員の皆様にご連絡させていただきますので、お忙しい中恐縮ですが、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

橋本会長： ありがとうございます。

次回、10月27日の午後ということですので、ご予約いただければと思います。よろしくをお願いします。

ほか、何かもしご意見等ございましたら。

よろしいでしょうか。もし、なければ、本日の審議会はこれで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。